

変更届出書と添付書類について（居宅介護支援事業）

【届け出について】

- ①管理者や介護支援専門員に異動があったとき、事業所を移転したときなどは、「変更届出書」を中新川広域行政事務組合介護保険課に提出してください。
- ②届出の期限は変更日から10日以内（介護保険法第82条）となっておりますが、できる限り事前に届け出てください。
特に、介護支援専門員に異動があった場合は、当該月内にデータ入力する必要があるため、ご留意願います。

【変更届に必要な書類】

- 1 変更届出書（様式第2号）
- 2 添付書類（下記の添付書類一覧に記載されている書類を添付してください。）

《添付書類一覧》

変更項目	添付書類
1 事業所の名称	付表 13
2 事業所の所在地	付表 13、平面図、住宅地図、写真 賃貸契約の場合は契約書の写し
3 代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
4 登記事項、条例等（当該事業に関するものに限る。）	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
5 事業所の構造、専用区画等	平面図、写真
6 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表 13、参考様式 2、参考様式 9-1（誓約書）
7 運営規程（下記※に留意）	付表 13、運営規程（新旧）
8 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	様式 1-1（介護支援専門員異動報告書）、参考様式 10（介護支援専門員一覧）、介護支援専門員証の写し（新たに就業した者）

※ 1 事業所の名称、2 事業所の所在地、6 管理者、9 介護支援専門員等の変更に伴い運営規程を変更した場合にも、運営規程の変更の届け出が必要です。

その他の留意事項

人員の基準の改正により、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員であることとされました。

【提出先】 〒930-0288 富山県中新川郡舟橋村国重 242 番地
中新川広域行政事務組合 介護保険課
Tel 076-464-1316 Fax 076-463-3199